

# 介護保険料

## 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

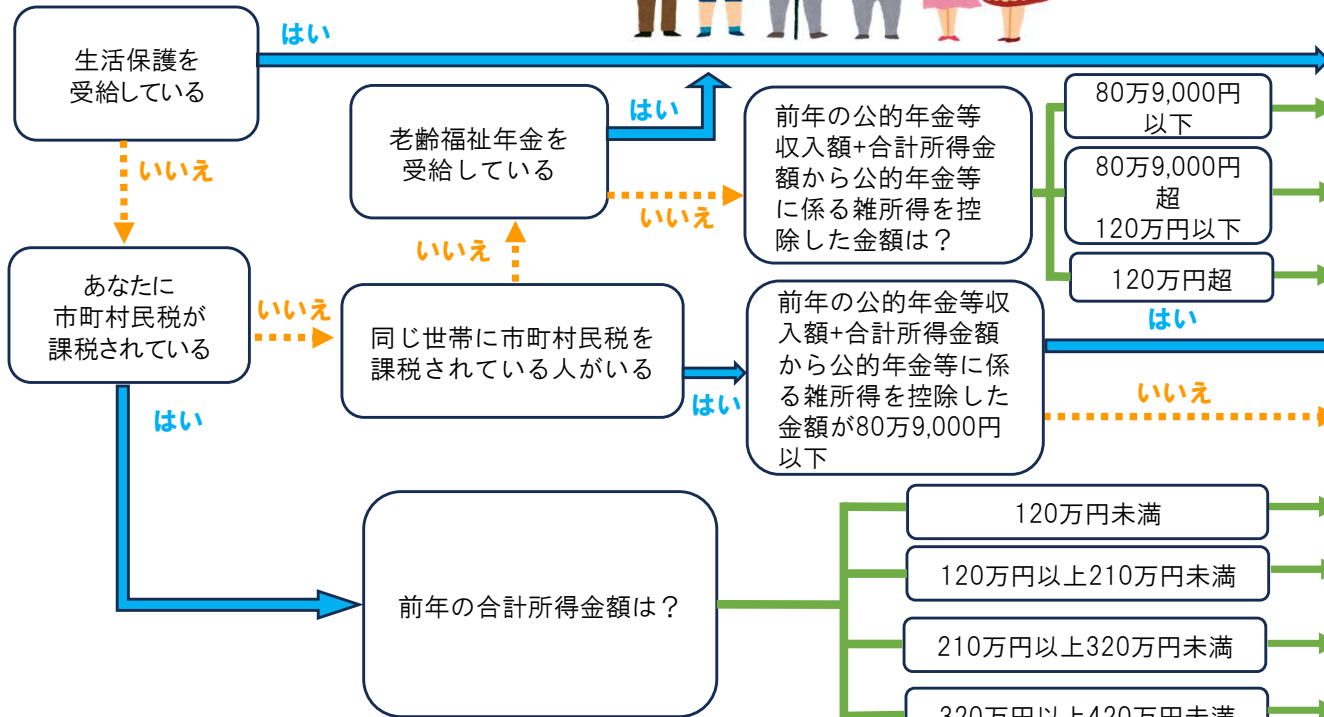
65歳以上の人介護保険料は、南種子町の介護保険サービス事業にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

あなたの保険料を確認してみましょう。



### 保険料の決まり方

スタート!



#### ～合計所得金額～

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、「土地・建物の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を適用し「公的年金等に係る雑所得を控除（第1～5段階のみ）した金額を用います。

# 介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

$$72,000\text{円} \text{ (基準額 (年額))} = \frac{\text{南種子町で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{南種子町の65歳以上の人数}}$$

### 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料

※第1段階から第3段階までは、国の軽減措置により（ ）内の金額

	基準に対する保険料率	保険料年額
第1段階	0.455 (0.285)	32,800円 (20,600円)
第2段階	0.685 (0.485)	49,400円 (35,000円)
第3段階	0.690 (0.685)	49,700円 (49,400円)
第4段階	0.9	64,800円
第5段階	1.0	72,000円
第6段階	1.2	86,400円
第7段階	1.3	93,600円
第8段階	1.5	108,000円
第9段階	1.7	122,400円
第10段階	1.9	136,800円
第11段階	2.1	151,200円
第12段階	2.3	165,600円
第13段階	2.4	172,800円

